

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	37 件

福岡国民年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 48 年末に A 市の会社を退社し B 町（現在は、C 市）に帰ってきたが、B 町役場で住所変更手続と同時に国民年金の加入手続を行った時に国民年金の納付帳をもらい、申立期間の国民年金保険料は毎月、同役場の担当窓口で納付し、納付帳に朱色の領収スタンプを押してもらっていた。49 年 1 月から同年 3 月までの期間は納付済みの記録であり、申立期間も継続して国民年金保険料は納付していたので、未納の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について未納期間は無い上、昭和 51 年 7 月から 58 年 3 月までの期間は国民年金に任意加入しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料は B 町役場で毎月納付し、納付帳に領収印を押してもらっていたとする申立人の供述は、C 市役所 D 支所の「当時は納付帳の発行、毎月納付、納付帳への収納の押印は実施されていた。」との説明と合致する。

さらに、申立期間は 6 か月と比較的短期間であり、申立期間直前の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間は納付済みの記録であり、申立期間のみ国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえず、継続して保険料を納付していたとする申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 48 年 6 月まで
② 平成 2 年 6 月

社会保険庁の記録では、国民年金保険料が未納となっている期間があるが、自分は何事もきちんとしないと気が済まない性格であるので、国民年金制度ができた時から国民年金に加入し、欠かさず国民年金保険料の納付を行ってきたはずである。

国民年金への加入手続は自分で行き、保険料は、申立期間①については、母又は妹にお金を渡して納付してもらっており、申立期間②については、自分で納付した。

未納の期間があるわけがないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付されているとともに、3回にわたり前納で保険料を納付するなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、当該期間の前後を通じて住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、欠かさず国民年金保険料を納付してきたはずであると申し立てているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 7 月 9 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できな

い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、当該期間直前の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料は第2回目の特例納付により50年8月27日に納付されていること、及び当該期間直後の48年7月から50年3月までの保険料は同年8月23日に過年度納付されていることが確認できること、並びに上記の国民年金手帳記号番号の払出時点で、申立人は36歳を超えていることを踏まえると、申立人は年金受給権が発生する満60歳までに国民年金受給の要件である25年の加入期間を得るために国民年金への加入手続を行うとともに、受給資格要件を充たすために不足する国民年金加入期間について保険料の過年度納付及び特例納付を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述が得られないことから、当該期間における国民年金保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで

国民年金については、町内の隣組の常会で組長から話を聞き、私たち夫婦は昭和 42 年 3 月ごろに国民年金へ加入するとともに、その後の夫婦の国民年金保険料は私が納付してきたのに、妻のみが納付済みとされ、私の分のみ未納の記録になっているのは納得できない。

申立期間の国民年金保険料の納付方法は納付書によるもので、保険料は 3 か月ごとに納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和 42 年 4 月から 65 歳に到達した平成 16 年*月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 6 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の妻は、申立期間を含め国民年金保険料を完納している上、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳から、納付日が確認できる同年 4 月から同年 9 月までの期間、昭和 46 年度及び 47 年度の国民年金保険料納付日は夫婦とも同一日であることが確認でき、申立人及びその妻は基本的に一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと考えられる。

さらに、A 市 B 区役所は、申立人及びその妻の昭和 50 年 4 月から 51 年 2 月 26 日までの国民年金保険料の納付記録を保管しており、それによると、申立人及びその妻はいずれも申立期間のうち 50 年 10 月から同年 12 月までの国

国民年金保険料を同年12月26日に納付書により納付していることが確認できる上、51年1月から同年3月までの期間については、当該記録によれば、申立人及びその妻の国民年金保険料は同年2月26日現在、未納とされているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の妻は納付済みの記録になっていることが確認でき、申立人及びその妻の保険料の納付行動を踏まえると、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 48 年、夫婦一緒に国民年金に加入し、私が毎回、同じ日に私たち夫婦の国民年金保険料を A 市に納付したが、申立期間について、夫は納付済みの記録とされているのに、私が未納の記録とされていることに納得できない。申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付しており、その後も 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳により、昭和 48 年度から 59 年度までの申立人及びその夫に係る国民年金保険料の納付行動は基本的に一致していること、及び申立人が同じ日に国民年金保険料を一緒に納付したと主張する申立人の夫については、申立期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1518 (事案 830 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

国民年金に加入後、私が、集金人に夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたが、申立期間の国民年金保険料については未納とされ、納付できないことから記録確認の申立てを夫とともに行ったところ、夫の納付記録については訂正が認められたものの、私の納付記録については、訂正が認められなかった。

当初の申立てにおいては、集金人に昭和 45 年度の国民年金保険料の納付を勧められ、区役所で手続後、昭和 46 年 7 月に納付したことがあり、夫婦の申立期間の保険料を区役所で納付したものと勘違いしていたことから、納付記録の訂正に至らなかったと思うが、その後、記憶をたどったところ、詳細は記憶していないものの、申立期間の国民年金保険料の納付は、48 年 2 月に夫婦の年度内の保険料とともに集金人に渡したかもしれない。

また、申立期間の国民年金保険料は、夫の国民年金保険料と一緒に納付していなかったかもしれないが、夫の保険料は私が納付しており、夫の保険料を納付し、私自身の保険料を納付しないとは考え難く、再申立てをするので、私の国民年金保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 46 年度の納付検認印用紙が切り離された位置に押されている割印と申立人の夫の国民年金手帳の該当部分への割印とが異なることを考慮すると、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫が納付したことが確認できる昭和 47 年 2 月 23 日に一緒に納付してはいなかったものと考えられることなどから、既に当

委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、前回の供述内容である申立人の夫と一緒にの時期ではなく、異なる時期に納付した可能性があることなどを理由に再申立てをしており、これを前提とすれば、申立人の供述内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることを考慮すると、申立人が自身及びその夫の国民年金保険料の未納期間が無いように納付してきたとする供述は基本的に信用でき、申立人がその夫の国民年金保険料を納付しながら、自身の申立期間の国民年金保険料を納付可能な時期のいずれにおいても納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

A市（現在は、B市C区）で店を営んでいた夫と昭和37年1月に結婚し、後にA市役所の女性職員が国民年金加入の勧奨に来たので夫婦一緒に国民年金に加入し、納付した国民年金保険料の領収書は国民年金手帳^{ちょうふ}に貼付していた。

夫が60歳になった時に国民年金保険料に未納があると聞き、社会保険事務所に赴いて、「昭和36年4月から国民年金に加入し保険料を納付している。」と申し入れたが、応対した職員は、「国民年金被保険者資格取得日は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月になる。」との一点張りで、認めてもらえなかったのであきらめていた。

しかし、今回のねんきん特別便を見ると、私と夫の基礎年金番号は連番であるが、私の国民年金加入日（国民年金保険料の納付開始日のことと思われる。）は昭和43年4月1日で、夫は42年4月1日となっており、加入日が1年違うのに不信感を感じる。申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫の分と併せてA市役所の国民年金保険料徴収員に納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月23日にその夫と連番で払い出されていることが確認でき、B市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により国民年金保険料の納付状況が確認できる昭和

45年度から51年度までの国民年金保険料は、夫婦同一日に納付されていること、及び申立人の夫の国民年金保険料は昭和42年4月から納付済みとなっていることが確認できることを踏まえると、申立人はその夫と同じく同年4月から国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から42年3月までの期間については、当該記号番号の払出時点では、当該期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、夫婦一緒に納付したとする申立人の夫も国民年金制度発足当初の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料が納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月

昭和 44 年 1 月に国民年金に任意加入し、会社の経理を担当していた夫が保険料を納付していた。今回、申立期間の保険料が未納になっており、驚いた。未納となっている期間の国民年金保険料の領収書があるので、未納になっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、本来、市区町村では納付することができなくなっていた申立期間の国民年金保険料を、昭和 45 年 7 月 11 日に住所地の A 市 B 区役所で納付したことを推認させる納付書・領収証書を所持しているところ、同区役所は、当時の取扱いについては確認できないと回答しているが、当該領収証書の領収印の印影は当時同区役所で使用されていた検認印である上、申立人の夫の勤務先名が付記されているとともに、同日に、同年 4 月から同年 6 月までの期間の印紙検認が行われたことが国民年金手帳の検認記録で確認できることから、申立人が主張するように、申立人の夫が同区役所の国民年金の窓口において申立期間の国民年金保険料相当額を納付したことは明らかである。

一方、社会保険庁の記録及び同区役所が保管する国民年金被保険者名簿においては、当該納付の事実や納付した金額を還付した事実の記録は無いが、同区役所は、当時現年度分の国民年金保険料の収納事務を行っていたところ、初めて過年度分を納付することとなった申立人の夫が、同区役所の窓口で昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間の現年度分保険料と併せて申立期間の保険料相当額を納付し、その領収証書が交付されたものであって、かかる状況であれば、申立人の夫のみならず、誰も申立期間は納付済みになっていたと認識するのは自然である。

このような状況を踏まえると、納付してから約 40 年にわたって当該領収証書を大切に保管していた申立人の申立期間に係る年金への受給期待と信頼は確保されるに値するものと認められるのであるから、申立期間に係る国民年金保険料を制度上納付できない納付先で納付していることを理由に、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D事業所）における資格喪失日に係る記録（昭和20年8月21日）、及び資格取得日に係る記録（昭和21年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月21日から21年4月1日まで
年金記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が無いとの回答をもらった。

A社B工場には昭和14年12月から40年8月まで継続して勤務しており、勤務期間に空白は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社D事業所が保管する人事記録によれば、申立人は昭和14年12月22日に入社し、40年8月1日に退職したことが記録され、同人事記録には申立期間中に複数回の基本給改定の記載があることが確認できるとともに、当該事業所は、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えられると回答していること、及び、申立人に係る昭和35年6月1日付けのA社名による勤続20年表彰状が存在することから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における

昭和 20 年 7 月の社会保険事務所の記録から、70 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日及び資格取得日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 8 月から 21 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59 万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 3 月 6 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社の事業主であった期間のうち、平成 8 年 2 月から 10 年 2 月までの標準報酬月額が、もらっていた報酬に比べ著しく低い金額になっていることが分かった。月額 110 万円くらいの報酬であったので、それに見合う標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録では、当初、申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成 10 年 3 月 6 日から 5 日後の同月 11 日付けで、申立人の 8 年 2 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額を 9 万 2,000 円、同年 10 月から 10 年 2 月までの標準報酬月額を 12 万 6,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本の記録から、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できるが、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、平成 10 年 3 月 6 日に申立人を含む役員の行方が不明となっている旨が記載されているとともに、同年 3 月 9 日付けの「B紙」及び同僚の供述を踏まえると、同年 3 月 4 日若しくは 5 日から申立人の行方が分からなくなっていたことがうかがえることから、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられた同年 3 月 11 日には、社会保険事務所の担当者及び同社の事務担当者は、申立人に連絡を取ることは不可能であったと考えられ、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって訂正された事実を承知して^{せき}い^{せき}な^{せき}かつたものと認められる。

さらに、上記滞納処分票の滞納事蹟及び同僚の供述においても、未納保険料

の処理方法について、さかのぼって標準報酬月額を引き下げる処理を行うことを申立人及び事務担当者が承知又は関与していたことを確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

昭和52年3月末までA社C支店に勤務し、同年4月1日から同社D支店に転勤になったが、同年3月の厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が提出した人事台帳並びに同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難い上、申立人と同様に異動した二人についても申立人と同じ資格喪失日とされていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成6年10月から7年5月までは34万円、同年6月から同年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年9月30日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際の給与よりも低いことが分かった。

社長に言われて、社会保険事務所に滞納している保険料を待つてほしいと頼みに行ったことはあるが、その際に書類を書いたり、印鑑を押したりしたことは無い。自分は社長に言われて行っただけで、標準報酬月額の引下げについては、自分は何も知らない。

申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険事務所の記録によれば、平成7年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日から13日後の同年10月13日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額について、6年10月から7年5月までの34万円及び同年6月から同年8月までの59万円を、それぞれ20万円にさかのぼって引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額についてさかのぼって引き下げる訂正処理が行われている者はほかに3人確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本の記録から、申立期間当時、申立人は、同社において取締役であったことが確認できるが、複数の同僚が、「申立人は取締役ではなかった。不動産仲介に係る仕事のみをしており、年金手続に係る仕事はしていなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票によれば、申立人が社会保険事務所に滞納している保険料を持参したことは確認できるが、未納

保険料の処理方法について社会保険事務所が対応を協議していた者は事業主であって、申立人が主張するとおり申立人ではないと認められ、申立人は、社会保険事務処理について権限を有しておらず、標準報酬月額がさかのぼって訂正処理された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月から7年5月までは34万円、同年6月から8月までは59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から10年3月6日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社の取締役であった期間のうち、平成8年2月から10年2月までの標準報酬月額が、もらっていた報酬に比べ著しく低い金額になっていることが分かった。月額110万円くらいの報酬であったので、それに見合う標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録では、当初、申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成10年3月6日から5日後の同月11日付けで、申立人の8年2月から9年9月までの標準報酬月額を9万2,000円、同年10月から10年2月までの標準報酬月額を12万6,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本の記録から、申立期間当時、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、元事業主及び同僚に照会した結果、「申立人は取締役として勤務していたが、担当業務は商品の仕入れであり、申立人は、社会保険事務は担当していなかった。」との供述が得られている上、社会保険事務所が保管する滞納処分票の滞納事蹟^{せき}においても、申立人に係る記述は確認できず、申立人は、社会保険事務処理について権限を有しておらず、標準報酬月額がさかのぼって訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社からA社に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和53年8月1日付けでA社に異動し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和53年分給与所得の源泉徴収票及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和53年8月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、同事業所における雇用保険の資格取得日及び厚生年金保険の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 4 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所職員の訪問により、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額の訂正が行われていることが分かった。

当該訂正後の記録は、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 44 万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 1 月 31 日）後の平成 6 年 7 月 7 日付けで、申立期間における標準報酬月額が 3 年 2 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられている。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人と同様に、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日の後に標準報酬月額がさかのぼって引き下げられている者が 16 人確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 40 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 5 月 24 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は 3 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 5 月 24 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店から同社C支店に異動し、同社C支店で勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同社では、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該事業所において、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和 40 年 10 月から 41 年 4 月までは 3 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を昭和35年6月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年6月9日から36年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に継続して勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びにB社が提出した申立人に関する質問事項に対する回答書、適格退職年金給付支給明細書及び人事基本台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年6月9日にA社D事務所から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚のA社における社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社は、「保険料を納付したか否かは不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年5月21日まで

昭和42年3月21日付けでA社D工場から同社C支店に赴任しているのに、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白になっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る厚生年金保険加入証明書、社員カード及びE健康保険組合の被保険者証番号順索引並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年3月21日にA社D工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和42年5月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社は、「保険料を納付したか否かは不明である。」と回答しており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の学校法人AのB学校における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成4年4月1日から学校法人A傘下の学校に勤務しており、一度も離職したことはない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

学校法人Aが保管する平成9年3月分の人件費明細書、在籍期間証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人が学校法人Aに継続して勤務し（平成9年4月1日に学校法人AのB学校から同C学校に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、学校法人Aが保管する平成9年3月の人件費明細書に記載されている申立人に係る厚生年金保険料等控除額から判断すると、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「申立人の給与から源泉控除した保険料は社会保険事務所に納付している。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成9年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和45年6月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和26年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年6月9日から同年7月15日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社での実習期間が終わり同社C工場に配属になった際の記録が漏れていることが分かった。

転動しただけであり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が保管する人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年6月9日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年7月のA社C工場での資格取得時に係る社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「保管期限を過ぎているため当時の資料は無いが、給与差引額と納入告知額との照合をその都度行っており、社会保険事務所に保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月25日から同年8月12日まで

私は、A社に昭和29年1月1日に入社し、平成8年6月30日に退職するまで継続して勤務している。しかし、ねんきん特別便によると、同社C支社から同社D支店へ転勤になった時期の厚生年金保険加入期間に空白がある。当該事業所が発行した厚生年金保険被保険者期間証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年8月12日にA社C支社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡国民年金 事案 1510

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年ごろに父が私の国民年金への加入手続をし、A 市役所で国民年金保険料をさかのぼって一括で現金納付した。

父は現在、高齢のため記憶が定かでないが、当時、父が私を国民年金に加入させた時にさかのぼって保険料を納付したことを私自身が記憶している。

後日、申立期間の一部は厚生年金保険の被保険者であったことが判明し、記録の訂正が行われたが、父は、その期間についても国民年金保険料を納付してくれたと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 2 月 17 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の大部分（昭和 42 年 2 月から 48 年 12 月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該記号番号の払出時期は、既に第 2 回目の特例納付実施時期を過ぎており、特例納付はできなかったものと考えられる上、申立人において、第 3 回特例納付の実施時期に一括して保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間のうち、昭和 48 年 11 月から 49 年 3 月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入手続及び保険料の

納付をしていたとする申立人の父親は高齢のため記憶が定かでないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1511

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年11月まで

私は、A県B町の県営住宅に住んでいた昭和49年10月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間当時、上の子供が2歳の時で、毎月、田んぼ道を通ってC郵便局で国民年金保険料を納付していたことを記憶している。

領収書ではないが、国民年金保険料を納付した後、半券のような物を年金手帳に貼り付けた記憶がある。

年金手帳は古いのが3冊あったが、3年か4年くらい前にオレンジ色の手帳に統合された。

申立期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月に払い出されていることが確認できるとともに、D市E区役所が保管する国民年金被保険者名簿により申立人は同年11月20日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間において、申立人の夫は共済組合組合員であることが確認できることから、制度上、申立期間は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当時納付していたと主張する国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違しているとともに、申

立人が申立期間において納付していたと主張する保険料額は、申立人が昭和53年11月から55年7月までの期間について納付した国民年金保険料額とおおむね符合するなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年4月から10年3月まで
私の国民年金保険料の納付記録をみると、免除期間が合計約80か月もあり驚いた。

私は、水害を受けた影響により平成17年に申請免除をした以外は免除申請をした記憶は無く、市役所から送られてきた納付書で納付し続けていたので、申立期間の保険料も納付したはずであり、申立期間が申請免除の記録となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成17年に国民年金保険料の申請免除をした以外は免除申請した記憶が無い。」と主張しているが、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、昭和61年3月から62年3月までの期間及び63年10月から平成元年2月までの期間は国民年金法第89条の2の規定に該当する法定免除の記録となっていることが確認でき、申立人は当該事実があったことを認めている。

また、申立人には、申立期間以外にも未納期間、免除期間が散見される上、納付済期間についても、過年度納付や時効による充当期間が多数見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1513

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 54 年 1 月まで

私の娘は、自分が仕事に就き厚生年金保険に加入しているのに比べ、私たち夫婦が年金に加入していないことに不安を抱き、昭和 53 年か 54 年ごろに、国民年金への加入手続をするよう勧めてくれた。

私は、A 市役所 B 支所に出向き国民年金への加入手続をしたが、その時、同支所の職員から「ご主人は今から加入しても年金受給をするには加入期間が足りないが、奥さんの場合は 60 歳までの年金加入期間が 25 年になるから年金受給には間に合う。」と説明された上で、7 年から 8 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを教えられ、その後国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、A 市役所に保険料の納付に行った。

国民年金未納者の救済制度が過去に 3 度あったはずで、この救済制度で過去の保険料未納分をすべて納付したのではなく、25 年の年金受給期間を満たすためにさかのぼって納付した。

B 支所で納付した人たちで、年金記録が消えているという人が近所に何人もいると聞いており、領収書は年金を受給し始めたので処分したが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 9 月 5 日に夫と 2 番違いで払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該記号番号の払出時期は、既に第 3 回特例納付の実施期間（昭和

53年7月から55年6月までの期間)を過ぎており、特例納付はできなかったものと考えられる上、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿にも、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡は見受けられない。

さらに、申立期間のうち、昭和47年10月から48年1月までの期間及び52年6月については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで
昭和36年から国民年金に加入し、申立期間以外の免除期間についても、追納して納付しているのに、申立期間だけが未納の記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年分の確定申告書に支払った社会保険料の金額が記載されており、同年の国民年金保険料は免除申請しているので、この金額は、過年度納付した申立期間の国民年金保険料が含まれているはずであると主張しているが、同年の時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、当時の国民健康保険税の額が不明であることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと推認することはできない。

また、社会保険庁の記録により、申立期間直後の昭和56年4月から平成2年4月までの期間については、国民年金保険料の申請免除を行っていることが確認できることから、申立期間当時、保険料を納付することが困難な状況がうかがえるほか、昭和57年1月から平成2年4月までの国民年金保険料については、4年1月から7年3月にかけて追納が行われており、昭和58年前後の期間において、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、保険料の納付方法、申請免除や追納の時期についての申立人の記憶は明確でなく、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1515

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年3月までの期間及び62年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から48年3月まで
② 昭和62年4月から同年12月まで

昭和42年当時、私はA市の実家に居て専門学校に在学中であったが、申立期間①の国民年金保険料は店を営んでいた親が納付していたと思っていた。兄は納付済みになっているのに自分の保険料は未納となっていることに納得できない。また、申立期間②は当初申請免除の期間であったが自分で保険料は追納したと思っていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金への加入手続及び当該期間の国民年金保険料の納付をしたとする両親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、元夫との結婚後の名字でB市（現在は、C市）において、昭和47年12月から48年4月までの間に払い出されていることが推認でき、この時点では、当該期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の兄は、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳及び申立人が提示している国民年金保険料現金領収証書から、20歳到達月の

昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月までの保険料を 50 年 9 月 3 日に特例納付していることが確認でき、この時点まで、申立人同様、20 歳に到達した直後の期間の保険料は未納であったことが確認できる。

加えて、申立人の明治 28 年 4 月生まれの父親は国民年金への加入資格が無く、44 年 3 月生まれの母親は国民年金へは任意で加入することは可能であったが、国民年金へ加入した形跡が見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 20 年 2 月生まれの姉は申立期間において国民年金へは未加入であり、国民年金保険料の納付を開始したのは 51 年 12 月分からであることが確認できる。

このほか、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続や申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、当該期間は免除申請をしていて保険料は追納したと主張しているが、申立人の記憶は明確でなく、保険料の追納時期、金額等が不明である上、当該期間において免除を受けていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持する納付書・領収証書から、申立人は、平成 2 年 4 月に過年度納付が可能な昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できるが、この時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人には、当該期間以外に国民年金保険料を追納した期間が存在することから、このことを申立人は当該期間と混同している可能性もうかがえる。

このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 62 年 2 月

A社を昭和 60 年 8 月に退社してB社に同年 10 月に入社するまでの 2 か月分の国民年金保険料、及び同社を退職して自社を設立し厚生年金保険の適用事業所になるまでの 1 か月分の国民年金保険料が未納となっている。

社会保険事務所の指導で自社を厚生年金保険の新規適用事業所とした時点で、年金記録を社会保険事務所で調査してもらったところ、上記 2 件の国民年金の未加入期間があり、社会保険事務所担当者の指導により、妻がC市役所で未加入期間の国民年金保険料 3 か月分をまとめて納付したのに未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 62 年 3 月ごろに申立期間が国民年金に未加入であることを確認の上、申立人の妻がC市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻に同市役所で国民年金への加入手続を行った記憶は無く、また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金の被保険者資格を取得している形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金に加入した場合に発行される国民年金手帳を所持したことはないと供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、第 3 号被保険者特例届出を行うまでは、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、昭和 62 年 3 月から平成 5 年 1 月までの国民年金保険料が未納であったこと、及びその後も申立期間②の妻の国民年金保険料が未納であることが確認でき、申立人が厚生年金保険被保険者となった昭和 62 年 3 月に行うべきであった第 3 号被保険者への種別変更手続を行っている形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から47年8月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、A町（現在は、B市）に居住する私の母がC市に納付していた。母が納付したため、詳しいことは分からないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録等により、申立人は、昭和42年1月20日付けで国民年金任意加入被保険者資格を取得した後、45年11月1日付けで同資格を喪失していることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述を得られず、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1521

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 6 月まで

私は、昭和 53 年 3 月 1 日に独立し、直ちに A 町役場で国民年金に加入して、以後、怠りなく国民年金保険料を納めてきた。

また、昭和 54 年 3 月は白色申告をした時に、納付した国民年金保険料は所得控除されるとの話を聞いたが、その時も納付を続けていたことを記憶している。

さらに、昭和 54 年 5 月 1 日に B 市に移転したが、その時も直ちに国民年金の住所変更手続きをし、55 年 3 月の白色申告は C 税務署で行い、その時に税務署の人から「国民年金保険料を納付しているか。」と聞かれたので、「もちろん納付している。」と答えるとともに、所得控除の話もし、その時点では、まだ国民年金保険料の納付を続けていた。

その後 1 年か 2 年間は国民年金保険料の納付を続けていたが、だんだん滞ってきたので、社会保険事務所の人に来て、納付できないのなら免除申請をしようと言って、その手続きをしてくれた。

国民年金保険料の納付は妻が行っていたが、二女が昭和 54 年 10 月に生まれ、妻が入院中だったため、その時の 1 回だけは私が保険料を市役所で納付した。

私の記憶しかないが、申立期間のすべての期間の国民年金保険料を納付していることは間違いないと思うので、申立期間について納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 3 月に払い出されていることが確認できる

とともに、A町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が同年3月1日に国民年金に加入し、同年3月から同年12月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

しかしながら、当該名簿において申立期間の納付記録は確認できず、申立人が昭和54年5月に転居したとするB市役所が保有する申立人に係る国民年金納付電子記録においても、申立期間の国民年金保険料の納付は確認できない。

また、申立人は、「国民年金への加入手続及び保険料の納付は妻が行っていた。」と供述しており、申立人及びその妻に係る社会保険庁のオンライン記録において納付日が確認できる平成7年4月から申立人が60歳に到達する日の前月である20年2月までの国民年金保険料は同一日に納付されていること、並びに申立人及びその妻の数回にわたる申請免除期間が同一時期であることを踏まえると、申立人及びその妻における国民年金保険料納付行動は基本的に同一であることがうかがわれるところ、当該オンライン記録により、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻においても未納の記録となっていることが確認できる。

さらに、申立人及びその妻に係る社会保険事務所が保管する特殊台帳において、「不在確認 54～」、「判明 56.11.19」と記載されており、申立期間の国民年金保険料の納付書が転居先不明のために届かず、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料は納付することができなかつたことがうかがえる上、申立人において当該期間の国民年金保険料を過年度納付したとする供述は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1522

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

A市の会社で仕事をしていたが、昭和37年か38年にB地方の店に出張となり、同店の寮に住んでいた。住民票は異動していなかった。39年に結婚し住宅を借りることになったが、大家さんが町内会長をしていることから、国民年金に加入して保険料を納付すること、及び地元神社の氏子になることを条件に、敷金も礼金も要らないことになった。

町内会長さんとB市役所の人が来て国民年金の加入手続をしてくれ、保険料をさかのぼって納付し、また、町内会長さんから「保険料は分割で納付していい。」と言われたので、過去の分を1年分ずつ分割で納付した。昭和40年以降は市役所のC出張所の人が保険料の集金に来ていた。途中から保険料は自分で同出張所に持参して納付するようになり、その後は、口座振替で納付した。

年金の受給手続をした時、国民年金保険料を納付していない期間があると言われたが、平成に入ってから未納分と思い納得していた。年金問題が出てきてからねんきん特別便が届いたので、詳しい資料を送ってもらったところ、昭和37年度から39年度までの保険料が未納になっていることに気付いた。

2年前ぐらいまでは年金手帳も領収書もあったが、家の片付けをした時に処分してしまった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、当初、A市において昭和36年3月13日に払い出されていること、及び申立人には別の国民年金手帳

記号番号が、B市において42年7月29日に払い出されており、同年7月の記号番号の払出時点で、納付が可能な40年4月から42年3月までの国民年金保険料をさかのぼって当該記号番号により納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものとするのが自然である。

さらに、当該払出簿及び被保険者台帳により、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ昭和42年7月29日に払い出されており、申立人の元妻もこの時点で納付が可能な40年4月から42年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

A 市 (現在は、B 市 C 区) で店を営んでいて妻と昭和 37 年 1 月に結婚し、後に A 市役所の女性職員が国民年金加入の勧奨に来たので夫婦一緒に国民年金に加入し、納付した国民年金保険料の領収書は国民年金手帳^{ちょうふ}に貼付していた。

60 歳になったときに国民年金保険料に未納があると聞き、社会保険事務所に赴いて「昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し保険料を納付している。」と申し入れたが、応対した職員は、「国民年金被保険者資格取得日は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月になる。」との一点張りで、認めてもらえなかったのであきらめていた。

しかし、今回のねんきん特別便を見ると、私と妻の基礎年金番号は連番であるが、私の国民年金加入日 (国民年金保険料の納付開始日のことと思われる。) は昭和 42 年 4 月 1 日で、妻は 43 年 4 月 1 日となっており、加入日が 1 年違うのに不信感を感じる。申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、43 年 2 月 23 日にその妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、申立人は、国民年金加入時に昭和 42 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認でき、この時点で、申立人が 60 歳に到達するまでの期間に国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料納付済期間が 308 か月となり、国民年金の受給資格要件（300 か月）を満たすことになることから、申立人は、国民年金の受給資格を取得する範囲内で国民年金保険料をさかのぼって納付したものと考えるのが自然である。

さらに、B 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録で確認できる昭和 45 年度から 51 年度までの国民年金保険料は、夫婦同一日に納付していることが確認できることから、基本的に申立人は夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認でき、申立人の申立期間については妻の国民年金保険料が納付されていないことから、申立人の申立期間についても国民年金保険料は納付されていないものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

平成元年1月ごろにA市B区役所で国民年金へ加入し、申立期間の国民年金保険料は同市役所からまとめて送られてきた納付書に基づき、何月かははっきりしないが、2年に十数万円ぐらいのお金を一括してC銀行（現在は、D銀行）E支店で納付したので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、平成6年4月に払い出されていることが推認でき、この時点において、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市F区の戸籍の附票から、申立人は平成6年3月に同市G区Hに住所を定めたことが確認でき、その住所が申立人の所持する年金手帳の1行目に記載されていることから、申立人の国民年金への加入時期は同住所地に居住していた時であったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は平成6年10月、同年12月及び7年11月の3回に分けて、上記の国民年金手帳記号番号払出前の5年5月から6年2月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時期から国民年金保険料の納付が開始されたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、社会保険庁の記録によれば、平成6年4月に申立人が国民年金被保険者資格を2年4月1日付けで喪失し、5年5月21日付けで取得したことを追加した旨の記録があり、この時点において申立期間を未納期間として処理したことが推認できるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、A銀行（現在は、B銀行）の夫名義の口座からの振替で納付していたはずなので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格に係るC市の記録及び社会保険庁の記録には、昭和42年1月17日付けで国民年金に任意加入した後、56年5月15日付けで厚生年金に加入し、再び同年6月19日付けで国民年金に任意加入し58年9月28日付けで同被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格得喪日も、C市及び社会保険庁の記録と一致しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 55 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 52 年ごろに夫婦で老後のことを考え国民年金に加入することにし、その後、A市B区役所で納付書に現金を添えて毎月、国民年金保険料を納付していた記憶があるため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 5 月 7 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入時期についての記憶が曖昧であるとともに、申立人は毎月、納付書に現金を添えてA市B区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、納付したとする金額が申立期間当時の保険料額と相違している上、当該手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付でしか納付することができない期間となるが、申立人は過年度納付した記憶は無いと供述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 38 年 2 月 21 日まで
社会保険事務所の記録では、A社B支店（現在は、C社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店における厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年7月1日まで

A社(申立期間当時は、B社、現在は、C社)に入社し、同社に在籍のまま、昭和18年5月から外国の炭鉱に勤務し、21年4月に帰国した。

帰国後、社命により3か月間休養し、その間の給与は支給されていたが、その間の年金記録は無い。

給与が支給されている間は厚生年金保険被保険者であり、厚生年金保険の記録は中断することなく継続していると思う。

継続勤務の証明として、勤続30年表彰の表彰状を添付するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤続30年の表彰状及び申立内容から、申立人は、申立期間においてB社に在籍していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は昭和21年4月1日に被保険者資格を喪失した記載となっており、申立期間の被保険者記録は確認できない。

また、当該被保険者名簿において、申立人と同様に昭和21年4月1日付けで被保険者資格を喪失している者が申立人を含めて227人認められ、社会保険庁のオンライン記録によりその後にA社の地方の炭鉱において被保険者記録が確認できる申立人を含む64人は、同日に被保険者資格を喪失後、いずれも3か月から7か月後に厚生年金保険被保険者資格を再取得している。

さらに、申立人と同様に昭和 21 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失し、7 か月後の同年 11 月に同資格を再取得している別の同僚は、「自分は、B 社、A 社の前身である D 社に在籍のまま同社の外地にある炭鉱に派遣されている時に召集され、昭和 21 年 7 月に帰国し、同年 11 月に復職した。同社への入社は 11 年で、46 年まで勤務し、勤続 30 年表彰も受けた。」と供述している。

加えて、C 社では、「会社合併により資料が散逸し、申立事実を確認することができない。」と回答しているため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月ごろから 42 年 3 月まで
② 昭和 46 年 7 月ごろから 47 年 2 月ごろまで
③ 昭和 49 年 5 月ごろから 50 年 3 月ごろまで

昭和 41 年 4 月ごろから勤務していたA社、46 年 7 月ごろから勤務していたB社、49 年 5 月ごろから勤務していたC社（現在は、D社）における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたとするA社は、昭和 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が勤務していたとする当該期間においては、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が当該期間において一緒に勤務していたとして名前を挙げる複数の同僚の被保険者記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び同僚の連絡が取れず供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、公共職業安定所が保管するB社の雇用保険被保険者記録から、申立人に係る被保険者記録が確認することができることから、

申立人が当該事業所に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

また、当該事業所の事業主は、半年ほど様子を見てから本採用し社会保険に加入させていた旨を回答していることから、当該事業所においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえるほか、事業主は、申立人について承知していないと回答している上、申立人は当時の同僚の名前について記憶が無く、同僚から供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③については、D社が保管する申立人の履歴書及び申立人が名前を挙げる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

また、D社の事業主（C社の事業主の息子）は、「当時の労働者名簿、賃金台帳等が無いので、当社にどれくらいの期間勤務していたのか分からない。」と回答している上、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げる同僚は、「申立人がC社に勤務していたことを承知しているが、申立人とは勤務していた時期が1年から2年ずれており、一緒に勤務したことは無い。」と供述しており、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 4 このほか、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月から 33 年 10 月 31 日まで
昭和 32 年 8 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が名前を挙げる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げる同僚は、昭和 25 年 4 月に入社したと供述しているが、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該同僚は 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では採用後の一定期間、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、当該事業所の事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、申立人の同僚からも厚生年金保険の適用に関する供述を得ることができず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月31日から24年7月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に現場監督として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間当時、本社がB市から他県に移転し、他県への転勤を打診されたが、断った記憶がある。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管するA社の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日はいずれも昭和23年7月31日であることが確認でき、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先が不明であるため供述を得ることができない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる4人の同僚に聴取したところ、いずれも申立人に係る記憶は無いと供述するとともに、このうち申立期間に被保険者資格を喪失している3人の同僚は、「昭和21年に入社したが、会社は23年10月につぶれたので、退職金をもらった。」、「同社C支店への転勤を打診されたが、断って退職金をもらって辞めた。」、「当地で辞めるかC支店に転勤するかどちらかを選択しなければならなかった。C支店行きを勧められ

たが断った。」と供述していること、及び法人登記簿により、当該事業所の所在地がB市から他県に移転していることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、所在地の移転に伴い他県で勤務しない従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させていた事情がうかがえ、ほかに申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月ごろから 34 年 5 月ごろまで
中学卒業前に見習いとしてA市のB社に入社し、卒業後すぐに現場で働いていたにもかかわらず、この期間が厚生年金保険の被保険者期間として確認できなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているB社は、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、法人登記の記録においても、申立人が勤務していたと主張しているA市では確認できない。

また、事業所名称が類似する「C社」では、社会保険事務所の記録によれば、申立人が主張するA市において1事業所（D社）確認できるが、当該事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 39 年 8 月 1 日であり、申立期間においては適用事業所ではない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は一人のみで、当該同僚の連絡先は不明であり、申立人が勤務していたと主張しているB社については適用事業所として確認できないことから健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づく同僚からの聴き取りができない上、社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた役員（故人）の親族から、「会社は昭和 28 年ごろから事業を行っていた。」との供述が得られており、申立人が同社に勤務していた可能性も否定できないが、申立人の勤務実態に係る供述を得ることはできない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月ごろから 35 年 3 月 1 日まで
A社において継続して勤務していた期間のうちの一部の期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないことには納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間内においてのみA社における厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚が申立人の勤務を記憶しており、申立人の被保険者資格取得日である昭和 35 年 3 月 1 日と同日に被保険者資格を取得し、勤務開始とほぼ同時に被保険者資格を取得したと思われる同僚が「自分が勤務を開始した時には、申立人は既に勤務していた。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間においても、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 35 年 3 月 1 日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、i) 申立人が記憶する従業員数は 15 人前後であり、申立期間内に厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚が記憶する従業員数は 11 人から 12 人であるところ、昭和 32 年 10 月 1 日における被保険者数は 6 人、33 年 12 月 31 日においては 7 人、35 年 2 月 28 日においては 6 人であり、被保険者数は申立人及び同僚が記憶する従業員数を下回ること、ii) 申立人が被保険者資格を取得した同年 3 月 1 日には申立人を含めて 10 人が被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は「それだけの人数が同時に入社したことはな

かった。」と供述していること、iii) 供述が得られた同僚4人のうち3人について、各人が記憶している勤務開始時期若しくは事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日から被保険者資格を取得するまでに6か月から15か月を要していることが確認できることから、事業主は、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、法人登記の記録で確認できる現在の事業主も連絡先が確認できないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年9月21日まで
高校を卒業と同時にA社B炭坑に就職し、測量係に配属され、主に坑内の測量業務に従事した。

B炭坑を退職後、C社D炭坑で測量係として勤務しているが、同社での勤務期間は厚生年金保険第3種被保険者として記録されているので、申立期間についても、第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社B炭坑における厚生年金保険の被保険者種別は第1種被保険者と記録されている。

一方、社会保険事務所が保管するA社B炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、社会保険事務所の火災の影響により、健康保険の整理番号に欠番があることもあって、申立人の記録は確認できないが、A社B炭鉱が作成し、社会保険事務所が当該事業所から預かり、保管管理している健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号台帳では、上記記録と同様に、申立人は第1種被保険者として記録されている。

また、社会保険事務所が保管する上記被保険者名簿では、申立人及び同僚が申立人と同じ測量業務に従事していたとして名前を挙げた同僚と思われる者3人の記録が確認できるが、3人とも「坑外」又は「その他」と記録されており、第3種被保険者としては記録されていない。

さらに、旧厚生年金保険法において「測量夫等で一日のうち常態として、一定時間のみ坑内で作業するものは第3種被保険者と認められない。」と定義されているところ、上記同僚3人のうちの一人は、「私はB炭坑で測量業務に従事していた。測量業務の坑内作業は午前中に終わり、昼からは事務室で地図

の作成整理に従事していた。」と供述しており、上記供述どおりの勤務実態であれば、測量業務に従事する者は、第3種被保険者には該当しないものと認められる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社B炭坑は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録により、昭和42年に解散していることが確認できるとともに、取締役と確認できた3人は既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 7 日から 39 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 2 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 21 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、すべての者に支給記録が確認でき、そのうち 20 人は資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 4 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所では、「退職後の手続に関する説明会において、脱退手当金について説明し、脱退手当金の請求用紙を配布していたようであるが、事業所による代理請求が行われていたか否かについては分からない。」と回答している上、当時、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「退職時に会社が脱退手当金の手続を行い、一時金として現金が支給されたこ

とを記憶している。当時、退職した女性の多くの者について、私と同様に脱退手当金に係る手続が行われていたと思う。」「当時、同僚から、会社が脱退手当金の手続を行っていたと聞いたことがある。」と供述しているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年から33年までの期間のうち12か月
② 昭和33年から18か月

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）及びC社に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

A社については配達担当職員として、C社については指導員等として勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、A社に勤務していた同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、当時、労働条件の取決めが不十分で、社会保険に加入していない者もいたと記憶している。私の場合も、昭和30年ごろから勤務しているが、厚生年金保険被保険者記録は37

年1月からとなっている。」「申立人に係る記憶は無い。私の場合、二度勤務しているが、一度目に勤務した昭和33年ごろの厚生年金保険被保険者記録は無い。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているC社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、C社については、商業登記簿謄本によれば、D社の商号で法人登記されていることが確認できるが、同事業所名についても、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、当時の事業主等は既に死亡し照会することができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月から20年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A高等女学校から、B社（現在は、C社）の工場に学徒動員されていた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。学徒動員で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A高等女学校に在籍していたことが確認できること、及び申立人の申立内容が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）の規定により、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされている。

また、C社では、「現存している労働者名簿等の資料では、申立人の名前を確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 21 日から 46 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 県 B 市にあった C 社本店に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

C 社 D 店から同社 E 店に異動した後、B 市において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する C 社本店の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 45 年 8 月 21 日となっている上、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返納済」のスタンプ印が確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、親会社であった F 社に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 6 人に聴取したところ、うち 3 人は、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用については分からない。」、残りの 3 人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、社会保険事務所が保管するC社E店、同社D店及びG社本店H営業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1266 (事案 149 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から21年11月1日まで
社会保険事務所の記録では、A社B支店における厚生年金保険の資格取得日が昭和21年11月1日となっているが、20年9月に復員し、同年12月から同支店において、当時の上司及び同僚と一緒に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄に昭和21年11月1日と記載されており、当該記録は、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における記録と一致しているなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、私は終戦後、半年程度、外地において抑留されていたので、申立人の復職時期については分からない。」、「申立人に係る記憶は無いが、私の場合も、昭和20年9月に申立事業所に復職しているものの、厚生年金保険被保険者資格取得日は21年11月1日となっている。」と供述している上、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年11月1日となっていることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年1月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において現場作業に従事していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年5月12日から同年10月25日までの期間について、申立人のA社における雇用保険被保険者記録が確認できることから、当該期間において申立人は同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主の親族に照会したところ、「当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人は当時の同事業所における同僚の名前を記憶していないため、同事業所に勤務していた従業員二人に聴取したところ、それぞれ、「申立事業所は、B市C地区のほかには作業所が2か所あったと記憶しているが、厚生年金保険の適用については分からない。当時は、同じ現場にいくつもの下請が混在しており、賃金が高い事業所を見つけては、翌日からその事業所に移ったりしていたため、短期間のうちに複数の事業所で働くことが一般的であった。」、「当時の厚生年金保険の

適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から同年 9 月 16 日まで
② 昭和 29 年 6 月 1 日から 30 年 10 月まで

社会保険事務所に年金の加入記録を照会したところ、A社には、昭和27年3月から30年10月まで勤務した記憶があるにもかかわらず、27年9月16日から29年6月1日までの期間しか厚生年金保険加入記録が確認できない旨の回答であった。

勤務した期間の記憶は間違いなく、同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和27年9月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得、29年6月1日に同資格を喪失し被保険者証が回収されている旨の記録が確認でき、当該記録は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、当該被保険者名簿により、申立人が同時期に入社したと記憶している同僚二人についても申立人と同日の昭和27年9月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、複数の同僚から聴取したところ、当該事業所においては、従業員に試用期間が設定されており、入社して一定期間を経過した後に厚生年金保険の加入手続が行われていた旨の回答を得た。

さらに、当該被保険者名簿により、昭和29年6月1日において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる20人のうち、申立人を含む5人が同日に同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同日以降の厚生年金保険料の控除に係る同僚の供述は得られない上、当該事業所は、同年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も連絡先不

明により供述等が得られないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで
申立期間は、A社に勤務していたが、社会保険事務所から、当該事業所で働いた期間の厚生年金保険記録が無いとの回答を得た。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びA社における同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認することができない上、同名簿において被保険者の資格取得年月日が昭和 49 年 7 月 1 日から 60 年 8 月 1 日までの申立期間を包含する期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所が保管する雇用保険被保険者記録においても、当該事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所において、当時、厚生年金保険の事務手を担当していた元社員及び複数の同僚等に照会したが、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、A社は平成 4 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、賃金台帳等の資料は見当たらず、事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確

認することができない。

なお、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立期間に係る申立人の年金記録は、国民年金の申請免除期間になっている。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 12 月から 26 年 11 月まで
社会保険事務所に年金記録を照会したところ、私には A 社（現在は、B 社）C 工場には 2 回勤務した記憶があるにもかかわらず、1 回目の期間は厚生年金保険加入記録が確認できたが、2 回目に勤務した申立期間については、厚生年金保険加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B 社に照会したところ、同社が保管する社会保険台帳に申立人の申立期間に係る記録は確認できない旨の回答を得た。

さらに、申立人は同僚等の氏名を記憶していない上、社会保険事務所の記録により、申立人が 2 回目に勤務したと記憶する昭和 25 年 12 月に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 11 月においても同社に係る被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月21日から5年11月1日まで

社会保険事務所の訪問調査で、資格喪失前の標準報酬月額が低く訂正されていることを知った。A社では入社から退職まで44万円の給与を支給されていた。資格喪失前の14か月については、訂正されたが、入社時の標準報酬月額26万円についても調査し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社時から退職時まで給与額の変動はほとんど無かった。」と主張しているところ、平成4年6月21日の雇用保険被保険者資格取得時の賃金月額が40万円として届け出られていること、及び申立人の5年11月から資格喪失時までの厚生年金保険の標準報酬月額は44万円から47万円であることから判断すると、社会保険庁に記録されている標準報酬月額26万円を上回る給与が申立人に支給されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人の標準報酬月額に係る記録が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡はうかがえず、また、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、A社は、平成9年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、登記簿謄本に記載された代表取締役等の役員に照会したが、回答が得られなかったため、申立てに係る事実を確認することはできず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年から 34 年まで
A 社（現在は、B 社）に昭和 32 年から 34 年まで勤務した。
勤務していたことには間違いのないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により同僚の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所は、「当社が保管する健康保険被保険者証取得名簿によれば、申立人の記録が確認できないことから、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得に関する届出を行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、被保険者名簿により、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、及び当該事業所は、社会保険の加入を希望しない社員については加入手続をしなかった時期があると回答していることから、同事業所においては、勤務している一部の者について、厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで

昭和 57 年 6 月 11 日に A 社に給与月額 20 万円程度の契約で入社したが、社会保険事務所の記録では、入社して 4 か月後に標準報酬月額が 15 万円に減額されたことになっている。給与は固定給であり途中で減額された記憶も無く、不当に改ざんされたものと思われるので、申立期間について適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は一致している上、同名簿において、申立期間の標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形跡はうかがえない。

また、当該事業所は既に解散しており、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料が無い上、事業主は、当時のことは記憶していないと回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から23年4月1日まで
② 昭和27年11月22日から28年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、国のA事業局で働いていた。社会保険事務所の説明では、申立期間当時、同事業局は厚生年金保険の適用事業所ではなかったために、同事業局において厚生年金保険に加入することができなかったとのことであるが、納得できない。

また、申立期間②については、B県C村（現在は、D市）においてE社F炭鉱の開設準備のために働いていた期間であり、直前まで勤務していたG市のH炭鉱から転勤し、同じ事業主の下で継続して勤務していたのであるから、被保険者期間も継続しているはずである。

勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、国のA事業局は厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、同僚の名前が不明のため当時の状況について供述を得ることができず、平成15年の水害により同事業局が冠水したために、それ以前に保管されていたすべての資料は消失しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人のE社F炭鉱での勤務の実態に関する詳細

な記憶及び同僚の配偶者の供述により、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同時期にG市のH炭鉱からC村のE社F炭鉱に異動した同僚6人のうち5人が申立人と同じく、異動直後の期間に厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は、関連資料を保存していないと供述しているとともに、同僚は死亡又は長期入院中であるため供述を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

A社(後に、B社に改称)に昭和 50 年 11 月から 60 年 3 月まで 10 年間勤務し、忌引きを除いて皆勤だったと思うが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が空白になっていた。

他県から一家で出てきて、家計を助けるために一生懸命働いていたのに、理由が全く分からない。

申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 11 月 2 日に被保険者資格を取得後、53 年 9 月 1 日に喪失し、55 年 8 月 1 日に再取得している記載があるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない上、同名簿によると、申立人の 53 年 9 月 1 日の喪失届出は、同年 9 月 4 日に提出されたことを示す記載があり、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録と一致する。

また、申立人は、「雇用保険の失業給付を受給したのは、昭和 60 年 3 月 1 日に退職した時のみであり、申立期間については継続して勤務していた。」と供述しているが、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録において、昭和 53 年 9 月 1 日に同資格喪失後、離職票を交付したこと、及び失業給付の受給があったことをうかがわせる記載が確認できる。

さらに、当該事業所は、平成 16 年 10 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主と連絡が取れず供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、申立人が当時一緒に勤務してい

たとして名前を挙げた同僚、及び当該事業所に係る被保険者名簿に被保険者記録があり連絡先が判明した同僚4人に照会したところ、「勤務していたことは間違いないと思うが、申立期間に在籍していたかどうかは、憶^{おぼ}えていない。」、「一度退職して再度入社する人は多かった。」等の供述をしており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1281 (事案 132 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 18 日から平成 14 年 5 月 15 日まで
厚生年金保険裁定通知を受け取り、昭和 46 年 2 月から平成 14 年 5 月まで勤めていたA社での標準報酬月額が不当に決定されていたことが分かったので、19 年 7 月 21 日に年金記録確認第三者委員会に申立てを行った。

平成 20 年 6 月 18 日に、あっせんは行わない旨の通知を受けたが、その後の新聞報道等で「組織的改ざん証言」が表面化し、正に私の厚生年金保険記録が「改ざん」に値するものと思われ、委員会の見解も変わったのではないかと思うので、再度申立てをする。

年金受給者となった現在、年金額に関する非常に重要な問題であるので、再調査の上、事実どおりに記録の訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなり、申立人が所持する給与明細書(平成 4 年 3 月、同年 4 月及び同年 6 月から 14 年 5 月まで)において確認できる厚生年金保険料額を基に算出した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額とは一致することから、記録訂正する必要は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は「新聞報道等で『組織的改ざん証言』が表面化し、自分の厚生年金保険記録が『改ざん』に値するものと思われる。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 57 年 2 月 1 日まで
昭和 52 年 5 月か 6 月ごろに A 社（現在は、B 社）に見習いとして入社し、同年 12 月の結婚を機に同社に社会保険の加入手続きを行ってくれるように頼んだ。

社会保険庁の記録では、昭和 57 年 2 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっているが、53 年 1 月から厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する労働者名簿によれば、申立人の雇入年月日は昭和 53 年 1 月 25 日、退職年月日は平成 4 年 8 月 31 日になっており、申立期間において申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C 健康保険組合 D 支部は、申立人は昭和 57 年 2 月 1 日に同組合の被保険者資格を取得している旨を回答している。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金保険料領収書から、申立人は、昭和 41 年 6 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は明確ではなく、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 27 日から同年 2 月 1 日まで
③ 平成元年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 26 年 2 月 28 日まで A 米軍基地で勤務していた。厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、B 社の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 51 年 2 月 1 日となっているが、同社には、その資格取得日より早く見習いとして勤務していた。厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正してほしい。

申立期間③については、平成元年 4 月 1 日から C 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 6 月 1 日となっている。同年 4 月 1 日から同社に勤務していたことは間違いが無いので、厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、駐留軍施設で勤務していた者の労務管理に関する資料を引き継いでいる国の所管局が保管する D 管理事務所に係る従業員名簿によれば、申立人は昭和 25 年 9 月 13 日に雇い入れられ、26 年 2 月 2 日に退職していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び国の所管局が保管する当該事業所の被保険者名簿では、いずれも申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 25 年 9 月 13 日、資格喪失日が 26 年 2 月 28 日と記載されている。

なお、被保険者名簿上の被保険者資格喪失日が上記の従業員名簿上の

退職日と異なる理由について、国の所管局では、「申立人は、当該従業員名簿の記録どおり昭和 26 年 2 月 2 日に申立事業所を退職しているものの、厚生年金保険被保険者の資格喪失の届出が同年 2 月 28 日付けで行われたためではないか。」と説明している。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同事業所における被保険者の資格取得日は昭和 51 年 2 月 1 日であることが確認できるが、申立期間において申立人の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における雇用保険被保険者記録は、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、E 共済組合連合会が発行している「年金加入記録のお知らせ」により、当該期間については、共済組合員の記録が確認できる。

- 3 申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）では、申立期間において申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、同時期に 5 人が採用されたと申し立てているが、これらの同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも平成元年 6 月 1 日となっており、同社では採用後、一定期間を経過した後に従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたことがうかがわれる。

さらに、申立人が昭和 63 年 3 月まで勤務していた F 社（平成 6 年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。）の健康保険に関する資料を引き継いでいる G 健康保険組合が保管する被保険者台帳により、申立人の同健康保険組合での健康保険任意継続被保険者資格は平成元年 6 月 1 日に喪失されていることが確認できる。

加えて、申立人が提出した平成元年の源泉徴収票の社会保険料控除額と、社会保険庁のシステム上（被保険者記録照会回答票）の標準報酬月額を基に算出した社会保険料額（年額）はほぼ一致しており、申立期間③の厚生年金保険料が申立人の給与から控除されている事実は確認できない。

- 4 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和 36 年 9 月から 39 年 4 月まで勤務したA大学（現在は、国立大学法人A大学）医学部附属病院における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同病院に勤務していたことは間違いが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA大学医学部附属病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

また、申立期間において当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できる複数の元職員は、申立人のことを知らないとしているほか、「当時、病院では様々な雇用形態があり、医局に採用され、厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員のいずれにも該当しない者がいた。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A大学医学部附属病院は、申立期間当時の厚生年金保険の関連資料を保管していない上、申立人は同僚等の名前について記憶が無いと供述しているほか、上記の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者からも申立期間における厚生年金保険の適用に関する情報について有力な供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月 10 日から 22 年 12 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 24 年 5 月 20 日から 25 年 9 月 1 日まで
(B社C出張所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答があった。昭和 21 年 4 月 10 日にA社（法人登記の記録では、D社）に入社し、途中、B社（現在は、E社）に吸収されたが、一度も中途退職等することなく定年まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者一人及び同社に勤務していたと供述する他の同僚一人は、申立人が申立期間①において同社に勤務していた旨を供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当時の事業主は死亡により供述及び関連資料を得ることができないが、上記の同僚二人は、「A社は、従業員が3人から5人程度の小さな会社で、厚生年金保険には加入しておらず、自分も加入していない。」と供述しており、供述どおり、当該同僚二人も、申立人と同様に、A社における厚生年金保険被保険者記録を確認することができない。

2 申立期間②については、申立人は、社会保険事務所が保管するB社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚の名前を記憶しており、申立人が名前を挙げ同被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚一人及び同被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚一人が、申立人が申立期間②においても同社に勤務していた旨を供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②においても同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和22年12月1日被保険者資格取得、24年5月20日同喪失、25年9月1日同再取得、30年7月1日同再喪失と記録されており、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、E社では、「申立人に係る人事カードでは、申立期間における在籍は確認できず、その他の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人がB社C出張所に勤務していた同僚として名前を挙げた者一人を含む同社に勤務していた同僚二人から、「A社は、B社C出張所の名称を使用しているが、しばらくの間は実質的にはB社の下請会社であり、同社本社に賦金（歩合）を支払って仕事をもらっていた。当時はあくまで下請会社であり、同社の下請の仕事に従事していた期間は社員は同出張所の被保険者と記録されるが、同社の仕事に従事していない期間及び他社の仕事に従事している場合は、未加入期間か他社が厚生年金保険に加入していれば他社の被保険者とされていた。」との供述が得られているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できた11人について、在籍期間等の供述を得ることはできなかったものの、申立人と同様に同社における被保険者資格をいったん喪失し、その後再取得していることが確認できることから判断すると、当時、事業主は、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日ごろから 50 年 5 月 30 日ごろまで
1 年から 1 年半の期間、A 社 B 支社（法人登記の記録では、B 支店）に勤務し、歯医者に行くために健康保険証を作ってもらったことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 支社における同僚として名前を挙げた二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、当該同僚二人のうち一人が、申立人が勤務していた旨を供述している上、申立人が記憶していた事業所所在地に申立期間中に支店の登記の記録があることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、A 社 B 支社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、社会保険事務所が保管する同社本社（所在地は、C 市）の健康保険・厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚が代表者であり、申立人が別に名前を挙げた同僚一人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる D 社は、申立人が記憶する A 社 B 支社の所在地付近に存在するが、申立期間においては、法人登記の記録によれば法人としても設立されておらず、厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

さらに、聴取した同僚のうち、勤務期間を記憶している者 7 人全員について

ては、各人が記憶しているA社における勤務期間より短い期間の厚生年金保険の被保険者記録しか確認できず、同社B支社から引き続きD社に勤務していたことを記憶し、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日と同日に同社における被保険者資格を取得している同僚一人にはA社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、上記同僚7人（当時の事務担当者を含む。）からの聴取結果により、同社のE本社とB支社にはアルバイトが多数存在し、アルバイトで入社後、正社員と同様に勤務し、後に正社員になる者もいたこと、及びアルバイトの入退社は頻繁であった旨を複数の者が供述しており、最初はアルバイトで採用し、その中で正社員になる者もいたが、期間は不明だが試用期間があったとの供述も踏まえると、事業主は、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行ってはいなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡しており、申立人が常務として名前を挙げた同社B支社の責任者と思われる者は連絡先が不明であり、登記簿謄本の記録で確認できる取締役二人に文書照会したが連絡は無く、当時の事情を確認できない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、同僚の一人が、「申立人は、学生だったような気がするので、働き始めた時には厚生年金保険の加入手続はしていないと思う。」と供述しており、申立人も申立期間当時学生だったことを認める発言をしている上、F大学への照会結果により、申立人は、申立期間後の昭和51年3月20日に同大学を卒業していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年ごろから 25 年ごろまで

申立期間はA病院に勤務していた。日常の業務は、前日の診療費その他受領した金銭を当日の朝一番に計算して銀行から来る集金人に渡すことと、各診療科の患者のカルテから他の部署に提出する請求書を作成することであった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する記憶は具体的であり、申立人が記憶する当時のA病院の病院長名が社会保険事務所の保管する同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における事業主名と一致することなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同病院に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立期間における申立人に係る記号番号払出しの記録は確認できない。

さらに、i) 上記被保険者名簿によれば、A病院が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 18 年 4 月 1 日から 26 年 10 月 1 日までの間に、健康保険労働者年金保険又は健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は延べ 41 人であるところ、同僚の一人から職員は 100 人くらい居たとの供述が得られていること、ii) 申立期間後の 26 年 11 月 1 日に新たに 60 人

が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同日に被保険者資格を取得した同僚から、「私は昭和 24 年秋ごろから勤務しているが、最初は厚生年金保険に加入していなかったことは承知していた。その後、婦長さんが、病院長にかけあって、職員を厚生年金保険に加入させてもらった。」との供述が得られていることから、申立期間を含む 26 年 11 月以前は、事業主が、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 7 月 1 日から 19 年 7 月 31 日まで

申立期間において、A社が所有する船舶で船長をしていた事実は、当時の乗船証明書から明らかである。

A社は、明治 44 年に創設された日本でも大手の会社であり、船長を船員保険に加入させていなかったとは考えられない。

戦中、戦後の混乱期のことであり、給与明細書等は残っていないが、A社が所有する船舶に船長として乗船していたことは証明できるので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所から昭和 19 年 8 月 1 日付けで申立人に発行された乗船証明書により、申立人がC丸に乗船していたものと認められる。

しかし、上記の乗船証明書によれば、申立人が昭和 19 年 7 月 30 日に下船したとされているが、A社から提供された所有船舶沈没船一覧によると、申立事業所である船舶は、17 年 10 月 12 日に沈没していることが確認できることから、申立期間のうち、当該船舶が沈没した翌日の同年 10 月 13 日から 19 年 7 月 30 日までの期間については、申立人は、船員として乗船する船が無く、乗船するまでの期間を待機していたものと考えられ、当該期間は、予備船員であったと推定されるどころ、船員保険法において予備船員を被保険者とする事になったのは、20 年 4 月 1 日の法改正以降であることを踏まえると、申立人が当該期間において船員保険の被保険者であった事情はうかがえない。

また、A社及びその関連会社が所有していた船舶のうち、船員保険の適用

事業所となっていた船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できず、社会保険業務センターに照会したものの申立人に係る旧船員保険被保険者台帳も存在しない。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から同年7月3日まで

社会保険事務所で船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間については、A氏が所有するB丸に乗船していたのに船員保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。B丸での勤務は船員手帳で明らかであるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が申立期間についてA氏が所有するB丸に勤務していたことは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録では申立人の申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない上、C社会保険事務局及びD社会保険事務局が保管する船員保険記号原簿では、船舶所有者としてのA氏の記録及び船員保険の適用事業所としてのB丸の記録はいずれも確認できず、社会保険業務センターが保管する旧船員保険被保険者台帳にも申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、当該船員手帳に記載されている船長についても申立期間に係る船員保険被保険者の記録は確認できず、連絡先不明のため供述を得ることができない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた4人のうち一人は、社会保険庁のオンライン記録において申立期間を含む期間について船員保険被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており供述を得ることができないほか、船員保険適用事業所名が不明であり、当該同僚に係る旧船員保険被保険者台帳も存在しないことから、船舶の名称や船舶所有者等を確認できず、残り3人のうち一人については、A氏が事業主であるE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できるが、既に死亡しており、このほか

の二人については姓のみの記憶であり特定できないことから、船員保険の適用状況に関する供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立てに係る船員保険料控除の事実を確認することができない。

また、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の被保険者記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について確認したところ、平成元年 11 月から 6 年 3 月までの給与額が半分以下の標準報酬月額になっていた。このため、標準報酬月額の訂正を求めたが、時効のため訂正できないと言われた。適正な標準報酬月額に訂正してもらいたい。
なお、平成 6 年度以降は適正な標準報酬月額となっているが、これは他の従業員が傷病手当金を受ける際に、標準報酬月額が給与額より低いことが発覚したために、従業員全員の標準報酬月額が訂正されたものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る給料明細書から、申立人が主張するとおり、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、当該給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額と、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、事業主は、申立期間について、申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料額を控除していたものと認められる。

また、事業主は、申立期間当時の関連資料を既に廃棄し一切残っていないため当時の状況は不明であると回答しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年ごろまで
勤務していたA社を退職し、昭和 38 年 4 月 1 日にB社に入社し、42 年ごろまで勤務した。

申立期間に同僚だった者が厚生年金を受給していると聞いた。同じ時期に働いているのに私には厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社における同僚として名前を挙げた 10 人のうち 4 人については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認でき、当該 4 人のうち連絡が取れた 3 人のうちの一人は、当該事業所の従業員であったとし、二人は、いずれも当該事業所の請負であったと供述していることから判断すると、当該事業所は従業員以外の請負であっても当該事業所の厚生年金保険に加入させていたことがうかがえるものの、申立人が同僚として名前を挙げた上記の 10 人のうち残り 6 人は、同名簿において名前が確認できないことから、事業主は、当該事業所の請負等であった者全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、申立人は当該事業所の請負であったとしているところ、同名簿では、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 42 年 12 月までの期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人がA社を辞めて一緒に当該事業所に入社したとする

二人の同僚についても申立人と同様に 39 年 4 月から国民年金保険料を納付している記録が確認できる。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月20日から47年6月まで
(A社)
② 昭和47年から49年まで
(B社)

A社には1年少し勤務した。社長に請われて、C市から転居して勤務したのに、1月しか働いていないはずはない。また、B社では、2年ほど販売業務に従事した。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年5月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月20日に同資格を喪失するとともに、健康保険証を返納している旨の記載が確認できる上、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらないとともに、申立期間における申立人の被保険者記録を確認することもできない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和52年10月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は関連資料を保管していないため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が申立人には無い。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の被保険者記録は確認できない上、被保険者名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人及び同僚から、販売に従事する者だけでも5人から10人程度が勤務していたと供述が得られるところ、被保険者名簿の記録によれば、当該事業所の被保険者数は、申立期間を含む前後の期間において、3人程度である上、同僚と一緒に勤務していたと供述する従業員のうち、被保険者名簿で確認できない者が存在することから、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、B社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和59年12月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は死亡しているため供述を得ることができず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、給与から厚生年金保険料を控除されていたことについての具体的な記憶が申立人には無い。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 14 日から同年 8 月 26 日まで

A社の倒産後、その社長の紹介で同業のB社に勤務した。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録では、B社における資格取得日は昭和 59 年 5 月 14 日、資格喪失日は同年 8 月 25 日とされており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の被保険者記録は確認できない上、被保険者名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所の厚生年金保険の届出等を委託されていた社会保険労務士事務所が保管する被保険者台帳には、申立人について、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録と一致する雇用保険の記録が記載されているものの、「健保番号」欄には「×」が記載されているとともに、厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日は空欄であること、申立人以外の従業員の被保険者記録は被保険者名簿と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時の社会保険関係書類を保管しているものの、申立人の届出を確認できる書類は無い。」と回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かの記憶が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年1月まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に係る加入記録は平成2年2月1日からである旨の回答であった。

A社については、平成元年4月に就職し、同社から入社後、間もなく被扶養者欄に内縁の妻の名前が記載された健康保険証をもらった記憶があり、社会保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚は、「申立人は平成元年から在籍しており、オペレーターとして働いていた。」と供述していること、及び申立人の妻が所持するノートの記録により、「A社 平成元年4月24日入社 平成元年4月分から2年12月までの総額、差額」が確認でき、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、平成2年2月1日に申立人が厚生年金保険被保険者及び健康保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、同日に申立人の健康保険被扶養者として妻、娘の二人が認定されていることは確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、C県土木部によれば、当該事業所は平成20年9月25日付けで廃業しており、事業主も既に死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

さらに、申立人の妻が所持しているノートには申立期間に係る給与総額及び差引支給額が記載されているが、当該給与総額及び差引支給額から、控除さ

れた金額が、当時の源泉徴収税額表に基づく源泉所得税額と同額であることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを認めることはできず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月から 33 年 3 月 1 日まで
A市のB社に昭和 30 年 8 月から勤務していたことには間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により被保険者記録が確認できる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、被保険者名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

また、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっている記録は確認できるものの、それ以前の期間には厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないところ、申立人の弟で、同僚のC氏（昭和 33 年 3 月 1 日資格取得）は、「兄は、自分が高校生の時から養父の事業を手伝っていたが、自分が就職する前には退職していた。」と供述しており、別の同僚（昭和 32 年 12 月 1 日資格取得）は、「同僚のC氏のことにははっきり憶えているが、申立人については知らないので、自分が就職する前には退職されていたと思う。」と供述している上、申立人は、「弟が高校 2 年生（昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで）か 3 年生（昭和 32 年 4 月から 33 年 3 月まで）の時には、弟の養父の事業を手伝っていた。勤務期間については、短期間ではなかったことは確かだが、何年勤務したのかははっきり記憶していない。」と供述しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業

所となった後も申立人が勤務を継続していたことは確認できない。

さらに、当該事業所は、昭和 43 年 9 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する資料並びに供述は得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。